

第138回東京都自然環境保全審議会

議 事 録

平成29年4月26日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

(午後 2 時 0 0 分開会)

○成澤計画課長 定刻を過ぎましたので、ただいまより第138回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、会議の定足数について御報告をいたします。審議会の委員及び臨時委員の総数は現在38名でございます。本日、現在の出席者数は26名でございます。過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

本日の議事でございますが、お手元の会議次第をごらんください。本日の審議案件は、計画部会関係の議案のみとなっております。

まず事務局から事案の概要を説明いたしまして、次に部会長から部会での審議結果について御報告をいただきたいと思っております。その後、委員の皆様にご審議をいただきたいと存じます。

なお、審議に当たり発言をなされる場合には挙手をしていただき、会長から指名がございましたら机上のボタンを押してマイクのスイッチを入れていただきましてから御発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、事務局におきましてこの4月1日付で人事異動がございましたので、委員の皆様にご紹介をさせていただきたいと思っております。

環境局自然環境部緑施策担当課長の川道でございます。

○川道緑施策推進担当課長 川道でございます。

○成澤計画課長 私は、環境局自然環境部計画課長の成澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

議題でございます「自然公園ビジョンの策定について」に関する資料といたしまして、資料の1「自然公園ビジョンの策定について（答申案）」についてから、資料の1-3「パブリックコメントの結果について」までの3種類。

そのほか、参考資料といたしまして2点、委員会の名簿と諮問文の写しでございます。お手元に資料のほうはおそろいでしょうか。

私からの説明は、以上でございます。以後の進行につきましては、村山会長にお願いした

いと存じます。会長、よろしく申し上げます。

○村山会長 それでは、これより審議に入ります。

本日、御審議をいただきます案件の諮問文は、参考資料として今、御紹介にありましたとおりお手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。

また、委員の皆様へのお願いでございますけれども、本審議会は東京都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議するということを目的として設置されたものでございますので、本日の審議に当たりまして自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう御協力のほどお願いをいたします。

それでは、諮問第432号「自然公園ビジョンの策定について」、事務局から事案の説明をまずお願いいたします。

○根来自然公園担当課長 環境局自然環境部自然公園担当課長、根来でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、御説明いたします。本日は、「自然公園ビジョンの策定について」の答申案について御審議いただきます。A4縦3ページの資料1-1をご覧ください。

まず、1にございます経過について御報告させていただきます。前回、3月13日に中間のまとめにつきまして本審議会において計画部会から御報告いただき、御確認いただいた後、3月16日～4月6日までパブリックコメントを実施いたしました。あわせて、関係各局や市町村等の意見照会も実施してございます。

パブリックコメントでは、15件御意見をいただきました。資料1-3、A4横のものでございますが、ここに一覧表といたしましてメールそのものを加工せずに御紹介させていただいてございます。基本的には、このビジョンの策定や今後の策定に対する期待や応援、あるいは御助言といった御意見でございました。このパブコメや関係機関調整結果を踏まえまして、答申案について4月13日に計画部会において審議を行いました。

その結果、まとめられたものを本日資料1-2の答申案として御提示させていただいております。中間のまとめのときはエッセンスの部分のみでございましたので、それに比しますと図表ですとかグラフ、あるいは詳細部分の書き込みなどによりまして非常にボリューム的には厚みを増してございます。

資料の2にお示しいたしましたこの答申案の構成につきましては、前回の中間のまとめと変えてございませんが、計画部会において非常に熱い議論を交わしていただき、あわせてこの審議会においても諮問時も中間のときもたくさんの御意見を頂戴いたしましたので、巻頭

と巻末にそうした思いといいますか、答申に至った考え方を記録するものとして、「はじめに」と「終わりに」を今回追加させていただいてございます。

あわせて、中間のまとめでもお示しいたしました第4章の今後の取り組みの中で、これまで実施していなかったものについて第6章に「優先的に取り組むことが期待されること」として整理させていただいてございます。これは、今後行政計画として策定、公表する折に、リーディングプロジェクトとして挙げていくべき事項につきまして第4章の取り組みをくまなく実施していくために必要だけれども規定計画になかったものについて挙げさせていただいたものでございます。

順番が前後いたしました。資料1-1の3-5については前回と変更してございませんので、資料1-2に沿って御説明差し上げたいと思います。分厚いほうの資料をご覧ください。

巻頭の「はじめに」と巻末の「終わりに」については、先ほど御説明した審議会としての思いの部分でございます。後ほど、部会長のほうから御報告いただきます。

1枚おめくりいただきまして、策定の考え方についてご覧ください。1ページ目と下に書いてあるものからになります。この策定の考え方の章につきましては見開き2ページで、2ページ目、3ページ目に記載してございますが、これは中間のまとめと基本的に同じで変更ございません。

ただ、3ページ目の3番、「計画期間」の欄に、10年に1度は社会情勢等に応じて見直していくということを計画部会の御検討の結果、追記させていただいたところでございます。

また、さらにおめくりいただきまして、第1章、現状と課題でございます。中間のまとめにおいては、配置図等をあわせまして6ページ程度に収めてございましたが、答申では詳細に書き込むことで32ページのボリュームになりました。前回、計画部会長から追記を予定していると御報告いただきました、自然公園が東京の自然の骨格を構成しているという点につきまして追記してございます。このほか、自然資源が集中している様子ですとか土地の所有区分、あるいは都政モニターアンケート結果ですとか各種図表など、計画部会の中で御検証整理いただいたものを挙げさせていただいてございます。

続きまして、第2章、「自然公園として大事にすべき特徴・価値」というページをお開きください。1章のほうは1-32までいきまして、その続きに2章に入ります。この第2章の大事にすべき特徴と価値につきましては、5ページにわたりまとめさせていただきました。この章につきましては、一部写真などについて、中間のまとめのときより、よりふさわしい

ものへの差しかえはございましたけれども、そのほかの中身としては同じでございます。

続きまして、第3章、目指す姿につきまして、3-1ページ～3-6ページに整理させていただきます。このビジョンにおきまして、この後の第4章とあわせまして、このビジョンの心臓部分になるものでございます。

3-2ページをご覧ください。第2章で整理した特徴や価値を最大限に発揮させることを目標といたしまして、目指す姿は3本の柱に整理させていただきます。

3-3ページをご覧ください。この柱立てと中身につきましては、中間のまとめのときと変更はございません。まずは、多様で豊かな自然をきちんと守っていくということでⅠに据えてございます。また、人の営みと自然の関係を大事にする、あるいは再生していくということを柱のⅡに据えてございます。そして、こうしたすばらしい自然の存在や価値をたくさんの方に御理解いただき、訪れていただきたいということを柱のⅢとして据えてございます。

中間のまとめでは、3-2ページのところだけ御紹介しておりましたが、今申し上げましたようなことを含めまして、3-4～3-6に写真を織り交ぜながら解説する形で、各目指す姿について1ページずつ盛り込ませていただきました。

この第3章で整理した目指す姿を実現するための今後の施策展開につきまして、第4章にまとめてございます。中間のまとめでは5ページ程度に凝縮させていただいてございましたが、第3章でお示しした括弧数字の施策の方向性につきまして、項目ごとに1ページを割いて具体の取り組みの方向性をお示しさせていただきました。その結果、ボリューム的には2倍以上のページを割かせていただいております。

前回の本審議会でも複数の委員の皆様から、ぜひ進めるようにと御意見を賜りました情報収集ですとか活用を例に御報告いたしますと、まず4-2ページのところで、例えば柱のⅠの自然の保護を積極的にやっていくという柱にぶら下がる取り組みの一つとして、(1)にまず自然環境の状況の情報を収集・分析を行うということを明示してございますが、これに対しては①～⑤という形でモニタリングの実施ですとか大学等との連携、あるいは都民参加型の情報収集などについてお示しさせていただいております。

ここの取り組みのみならず、例えば柱のⅢにつながる取り組みといたしまして4-10をお開きください。ここの(2)の発信のところにおきましても、多くの人に伝えるということで①～⑦まで、先ほどお示ししたページのところでやっていきますといった情報収集等の結果を活用しながら、環境教育の実施ですとか都心部における発信強化という形で盛り込ませていただきました。

このように、各目指す姿に沿った形で積極的な自然保護や地域の活性化につながる取り組み、そして施設整備、発信の強化などによる集客や理解の拡大といったことをふんだんに盛り込んだところでございます。

中間のまとめにつきましては、たった3ページだった5章につきましては今度は26ページほど割きまして、各公園について第4章までを横串にした場合、どのようになるのかということをお紹介させていただいております。5-1～5-26までになります。

各自然公園の面積などの概要ですとか詳細図、あるいは自然資源や人文資源など、守っていききたいものがどのようなものなのか。それに対して、課題はいかがか。そして、第4章までを実現した結果、いかによさが守られ、そして発揮されているかというのを目指す姿という形で整理してございます。

それぞれ、例えば5-2ページ～5-4ページまでは秩父多摩甲斐国立公園で、それに続きまして富士箱根伊豆国立公園ということで国立公園、国定公園、都立自然公園、あわせて10カ所の公園につきまして26ページを割いて表現させていただきました。

そして、最後に6章という形で、冒頭御説明差し上げたものを1ページ加えてございます。

6-2ページ目をお開きください。「優先的に取り組むことが期待されること」というのを、目指す姿の3本について今までやってきたものに加えて新たにやっていくものという形で特出しして御紹介してございますが、ここに挙げたようなものという形で整理させていただいております。

今後、行政計画バージョンでは、この6章が既往の取り組みについても、このビジョンの中で体系的に実施していくということで、各局のものもあわせて書き込んでいく予定でございます。恐らく、相当のボリュームになるかと思っております。前回、本審議会でジオパークということについて御意見を頂戴いたしました。そうしたものも、例えば世界自然遺産だけではなく、ラムサール条約登録湿地などもあわせて、世界標準の位置づけというものの獲得に関する取り組みも行政計画の中では位置づけていく予定でございます。

答申を頂戴できましたら、速やかに行政計画として取りまとめて公表していきたいと考えてございます。行政計画編ではこのほか、資料編といたしまして検討の経過として都政モニターアンケート結果ですとか、東京の自然公園あり方懇談会の概要と意見書の御紹介、そして審議会や計画部会の開催経過、あわせてパブリックコメントと市町村意見の御紹介、そして用語解説を追加する予定でございます。

駆け足でございましたが、事務局から事案の答申案についての御説明は以上でございます。

○村山会長 ありがとうございます。

本件につきましては計画部会において御審議をいただいておりますので、その結果につきまして亀山部会長から御報告いただきたいと思っております。お願いいたします。

○亀山部会長 それでは、計画部会から報告させていただきます。

詳細は今、事務局のほうから説明してもらったとおりでございますが、私のほうからは前回の御報告にかぶる部分もありますけれども、計画部会の中で重視した部分につきまして改めて御報告させていただきます。

前回の中間のまとめの懇談会で、まだ記されていない。それで、今回の答申案に追記させていきたいということが3点ございました。これにつきまして、お話をいたします。

1点目は、東京都の自然公園は東京都の行政面積の36%、正確には36.2%あります。大変な数字なのですが、全国1、2位の面積率ということになります。

2番目は、自然についてのデータの管理と活用を積極的にしておくことが必要だということです。

3番目につきましては、その自然の価値や状況等につきましてきちんと伝えていく、後世に残していくことが大事だということがございます。

まず1点目でございますが、今回の答申でこの行政面積の36.2%あるということにつきまして「はじめに」をちょっとご覧いただきますと、「はじめに」の4番目の「○」のところ。先ほど根来課長が、「はじめに」と「終わりに」に大事なことが書いてあると言われましたけれども、しっかり読んでいただくようにわざと字が小さく書いてあります。大きいと読み飛ばすのですが、小さいと真剣に読むので、これは大事なもののので小さい字で書いてあります。

上から4つ目の「○」のところに、「東京の自然公園は行政区域の約36%を占めている。先進諸国の首都において、自然保護しその恵みを享受することを目的としている自然公園制度によってこれほどの面積率をカバーしている都市は類を見ない。」と書いてございます。まさにそうなのですね。世界の都市の中で、保護区が4割占めているなんてあり得ないというすごい都市が東京だということをまず承知していただくのが大事なことです。

ちなみに、1番は36.6か36.7%ぐらいの面積率の滋賀県なのですが、滋賀県は琵琶湖が入っているから大きいので、そういう点では陸域で比べたら断然東京のほうが大きいのですが、そういう全国1番の面積率を持っている都道府県であるということはすごく大事なことです。

その中で、資料1-2の1-2ページと1-3ページに「東京の自然公園の課題」ということで「東京の自然の状況」が書いてございます。これは風景の写真とともに載せてございますけれども、これをごらんいただきますとわかりますように、東京の自然の骨格の主要な部分がみんな自然公園になっているということになります。

美しい自然の風景を保護するというのと、豊かな生物多様性を保全するという2つが自然公園の目的でございますが、美しい自然の風景と豊かな生物多様性というのはほとんどが自然公園の中にある。これを守っていくのが大事なことで自然公園の使命であるとお考えいただけますと、東京の自然公園の面積が広いというのは自然が豊かであるということと同時に一体のものだということがおわかりいただけるであろうと思います。

なぜこんなに豊かなのかと考えてみますと、東京は日本を取り巻く4つのプレートがございます。太平洋のプレート、大陸のプレート、北米のプレート、フィリピンのほうからのプレートがありますが、この4つのプレートのつなぎ目に近いところに存在しているわけです。ですから、非常に自然現象が豊かだと言ってもいいと思いますが、このつなぎ目付近にあります。そのつなぎ目に沿って富士火山帯があるわけで、伊豆諸島に火山があるというのは小笠原に今、噴火しております西之島もあるわけでございますが、そのように火山がたくさんある。だから多様な地形があるわけで、奥多摩のような構造山地もありますし、丘陵地もあるし、台地もあるし、低地もある。火山島もありますし、海洋島もある。

これが、南北でいいますと1,000キロ以上にわたって存在しているという実に豊かな自然を持っている。世界にこんなすごく豊かな自然を持った首都はないわけですし、これは本当に誇るべきものだ。

ですから、地震が起こったりするわけですし、火山が噴火したりすることも同時にあるわけで、そういった多様な地形がある。それゆえに多様な生物がいるというのが東京の自然で、そのほとんどが自然公園になっているんですね。自然公園という形でもって守られているというところが、東京の自然公園の大事なところなんです。大切な自然は、全部自然公園にあると考えていいのだらうと思います。

グリーンインフラという言葉がありますけれども、インフラというのは基幹施設と言いますが、緑の基幹施設という言い方をすると、東京の自然公園というのはまさに東京の緑の基幹部分を担っているというような認識が大事なことだらうと思っているわけです。

これが1点目でございます。東京は面積の36.2%の面積率を持っている非常に自然を大事にした自治体だということを理解することが、私たちがこれを進めていくときの大事なこ

ととして取り組んできたわけでございます。

それに関係しましては自然の骨格の役割が大事だということで、もう一つそれと一体のものとして自然公園と河川の関係というものを考えるべきであろうと思ったわけでございます。それは、現在のところ河川は自然公園に含まれてはいないのですけれども、考えようによっては河川というのは非常に大事な風景なのです。

しかも、自然の風景として非常に大事なものだということもありますし、生物体多様性という点から見ると河川には非常に豊かな生き物がいる。河川というのは川が流れているだけではなくて陸上の部分が非常に多くて、そこに非常にたくさんの動物がいて、たくさんの植物がある。そういった豊かな自然なので、これをもう少し自然公園と一体的に考えられないかというようなことで、それにつきましては今後河川を視野に入れて自然公園を考えていきたいというようなことを4章の中で明記してございます。

2番目の点は、情報に関することでございます。これは自然に関する情報がしっかりと蓄積されて、そしてそれが後の時代に受け継がれていくことが大事なわけでございますけれども、これにつきましては情報の収集をするということが大事なこととして書かれてございます。

これは後ろの最後のほうで、今度はもう一つ大事な「終わりに」のところです。「はじめに」の4つ目の「○」と「終わりに」の4つ目の「○」が大事だというのがこのつくりになっているのですけれども、「終わりに」の4つ目の「○」は東京の「自然史博物館」、こういう言い方がいいのかどうかは別といたしましても、自然に関する博物館といいますか、博物館と言うと何かすごく古くさい感じがするかもしれませんが、名称につきましてはいろいろ検討していく必要があるかと思っておりますけれども、これにつきましては計画部会の中では非常に活発に意見が出されました。

先ほど言いましたように、地震があったり火山があったりすると、これも自然現象として非常に大事なことで、こういうこともちゃんと都民にわかっていただくことが大事でございます。それから、地形が非常に豊かで、美しい風景がたくさんある。また、生物多様性が豊かだということを理解していただくことも大事なわけで、そのための情報をしっかり集めていくことが大事だということになるわけでございます。そのために、そういった情報を収集しておく。そして、それを都民の方々に、あるいは外国から来た方々にお見せすることが必要だということが、この部会の中でも随分たくさん意見として出されたわけでございます。

情報の収集という点では、今情報が失われるということの危険性といいますか、問題につ

いて余り意識されていないということがございまして、東京は人口が千数百万人いるわけですからいろいろな方々がおられるわけですし、動物や植物の採取をして標本を持っていたりする方もいる。あるいは、文献を持っていたりする方がおられる。そういうことが好きな方というのは、みんな御高齢なのです。もうじきいなくなってしまう可能性がすごく高く、これは本当に笑いごとではなくて高いのです。

今うなずいている須田委員は昆虫のコレクターで、親子2代にわたってコレクターですけれども、須田委員はまだ若いから亡くなられませんけれども、亡くなると標本の行方とか、持って行き場所がないんです。なかなか標本というのは引き取ってくれるところがないものですから、そうするとせっかく集められた大事なものが、これは東京都で採ったものは本当に東京都の記録なのですけれども、それがなくなってしまう。簡単に言うと、燃やされるとすぐに灰になってしまいますので、そういうようなものが多いのですね。

文献もそうなのですけれども、東京はそういうものをちゃんと取っておくというシステムが今まで全然なかったものですから、今まさにいなくなりそうなコレクターたちが持っているものをどうするかという問題はすごく真剣なんです。

関係者はとても真剣に私の標本をどうしようと考えているのですけれども、持って行き場所がないのです。大学も引き取りませんし、今なかなか引き取ってくれるところはございませんので、これはまさに東京都にあった自然の歴史そのものなのですけれども、そういうものをちゃんと取っておく場所が欲しいということも1つなのです。そういうものをきちんと記録を残していくということはすごく大きな役割だと思っておりますので、そういう意味での自然史の博物館というものが必要だということもあります。

もう一つは、それを情報発信するという意味での重要性というものがあるわけですし、この2つの点から自然史の博物館というものが必要だということになります。ですから、1つはデータの管理とか、活用とか、保存とか、そういうような面から見た重要性の問題。それから、それを利用者に対して情報提供していくという重要性がある。これが、今回この自然公園を検討する部会の中でたくさん意見をいただいたことの一つなものですから、「終わりに」のところ少し長く書かせていただいているわけでございます。

この答申をした後、行政計画としては速やかに公表していくためには予算だとか、人だとか、いろいろ具体的に解決すべき問題はあって、表記に限界があるということは事務局から説明を受けております。

しかしながら、その必要性につきましては今お話いたしましたように、審議会として記録

しておきたいというふうな思いがございまして、「終わりに」に自然史博物館という言葉で表現させていただいたわけでございます。

この答申につきましては、これを絵に描いた餅にしないためには基礎的な検討や、地域への働きかけを速やかに開始していただきたいという思いから、これまでの取り組み以外のものを中心に第6章に優先的に取り組んでもらいたいことという形で整理をいたしました。

事務局におかれましては、ここに挙げた分野以外にも外来種対策、それからこれまで個別事業として取り組んでこられました事業をこのビジョンのもとに体系的に拡充していき、成果を上げていただきたいと思っております。行政計画として出すときには、そうしたこれまでの取り組みを継続推進につきましても追記してもらえればと考えております。

前回、中間のまとめのときにほかの委員の皆様から幾つか御提言をいただきました。情報の収集システムの整理だとか、表現が受身形か、能動形かは別としまして、積極的に理解を得ていくという点については、先ほど来、説明してきたようなことございまして、強力に進めていくということで整理をいたしました。

それから、審議会への付議に先立って行われました東京の自然公園のあり方懇談会というのがあったわけでございますが、この中で話題となっておりました世代間の交流とか、地域間交流の場の新しい概念で自然公園を捉えようというようなことにつきましても、今回、人と自然との関係を取り持つという表現で目標の柱に据えてございます。

このほか、いろいろな自然地の評価軸となるような計画としてもらいたいというような意見も頂戴しております。これにつきましては、この答申を受けて今後、都が公園計画の見直しや地域別の管理運営計画等を策定していく中で、念頭に置いて進めてもらいたいと考えております。

計画部会としては、ぜひこの答申案をもとに速やかに行政計画の策定と事業展開を進めて、東京の自然公園の豊かな自然を守るとともに広く世界にこのすばらしさを伝えて、多くの方々に利用していただきながら、地域とともに次世代へ継承していただきたいと思っております。

最後になりましたが、非常にタイトなスケジュールの中で部会を5回行いまして、何度もお集まりいただきましてさまざまな知恵を出していただきました計画部会の委員の皆様には部会長として改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

部会からの報告は、以上でございます。

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの事務局からの説明、そして今の亀山部会長からの部会報告を踏まえまして審議をいただければと存じます。発言のある方は挙手をいただいて、よろしくお願いたします。どうぞ。

○新井委員 都議会議員の新井でございます。

私からは、先ほどお話がありました自然史博物館について意見を述べさせていただきました、先生からも何か御意見があれば伺いたいと思っています。

先ほど来、この自然史ビジョンの策定についても、「終わりに」の4番目に自然史博物館の検討について書いてあって、都市部において自然史公園に関する情報の収集や発信を強化するという記載も、こちらの答申のページで言うと4-10ページの「取組の方向性」の⑦のほうにも記載されていますが、自然史公園の魅力をしっかりと情報収集だとか、発信を強化していきましようかと記載されています。

また、パブリックコメントのほうを見ても、ページ数で言うと3ページ目の13番目ですか。こちらの方も、東京都には自然科学系の博物館がございません。自然史博物館についてきちんと人員を配置して、予算も充当して、必要な体制を自然公園の運営する中に取り組んでいただきたいと思いとコメントでいただいています。

そういうことを踏まえまして、私も自然史博物館というのは東京都でこれから検討するべきなのかと思っております。ヨーロッパだとか、ニューヨークだとか、世界を見てもそういった自然史博物館というものはありますし、また日本で言えば関東地方、東京以外は自然史博物館というものがあって、特に茨城や神奈川、千葉はとても立派な自然史博物館があると聞いております。

また、東京都は小笠原まで見ますと1,000キロという大きな面積を持っていて、先ほど発言がございましたが、自然公園が行政面積の36.2%も持っているということです。亜寒帯から亜熱帯まであって、地震も火山もあるというのは世界を見てもこういった大都市であるのは東京だけなのかと思っております。そういう意味では、東京都のすばらしい自然をしっかりと情報発信をしていかななくてはいけないかと思っております。

それで、東京のこの美しい自然を配信するためには表面的なものではなくて活断層も含めて、先ほど4つのプレートがあるという話がありましたけれども、地下のほうも含めてそういった配信ができるものがあればいいかと思っております。願わくば、そういった地下から宇宙のほうまで全部含めた自然の配信ができるようなものがあればいいかと思っております。そういったものをいかにやさしく伝えていくかがすごく課題であるし、そのような自然史博物

館を入れることによって都民の方も大変わかりやすくなるかと思っています。

また、先ほど話がありましたが、須田委員も標本をたくさんお持ちだということで、私も専門の方から聞きますと、東京都内には今となってはなかなか採取のできない昆虫であったり、そういったものが多くあるということです。これは個人で所有しているのですけれども、きちんと保管をしていなければカビであったり、虫であったり、そういったものでそのまま置いておくとなくなって針だけになってしまう。

そして、そういった昔の貴重な標本を持っていた方が高齢化されていて、その方がお亡くなりになるとごみとして焼却するしかない。それは、やはり東京都の自然をしっかりと後世に伝えるためにも、こういった貴重なものは東京都がしっかりと保管をする必要があると思っています。保管をしたくても、大学でも普通の教育庁関連の学校関係でも受け入れることができないと言われていました。

また、東京都の施設でできれば曝気施設というものを設けていただきたいと思っています。これは、例えば標本を受け入れるときに虫やカビとかがありますと、個人からいただいた標本にそういった虫やカビがあるとほかの標本にもうつってしまっていて全体がだめになってしまう。それを防ぐために曝気の装置が大変必要だと言われていまして、これがありますと二酸化炭素で密閉をして、標本の虫だとかカビを全部除去できるというものでした。こういったものは東京都の多摩動物公園にも残念ながら設置されていないということで、そういったことも含めてあるのかと思っています。

また、一般の都民の人たちも私は自然史に関するニーズや、そういった自然史をいろいろと探求していきたいという思いはあるのかと思っています。八王子に599ミュージアムというものが昨今、建設されました。そこは、専門の方から言わせるとちょっと物足りないとおっしゃっているのですけれども、一般の都民の方々が自然にいろいろと触れてみたいとか、自然についていろいろとアプローチをしてみたいという方にはかなり599ミュージアムというのはマッチするもので、実は都の職員の方に聞きますと八王子の599ミュージアムは入場者数の5年の計画がたった1年でクリアされたということです。そういうことを考えても、この自然史に対するニーズというものは大変あるのかと思っています。

また、自然史博物館がありますと、学芸員の方の育成もできるかと思っています。学芸員の方もいらっしゃるかと思いますが、そういった自然に関して精通をされた学芸員の方がいろいろと活動したり研究するためには、私はやはり自然史博物館みたいなものがきちんとあって研究できることが必要と思っています。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長 ほかにかがでしょうか。

○山崎（晃）委員 東京農大の山崎と申します。今、大学で教鞭をとっているんですけども、前もお話ししたと思うのですが、自然史博物館に二十数年勤務しております、きょうのパブリックコメントにも出てきた高尾の博物館にも4年ぐらい勤務しておりました。

そういうことがあって、こういう話が出てくるとどうしても話をしたくなってしまうのですが、今この最後の「終わりに」というところですね。亀山先生のほうから御説明いただいて、情報の収集、発信の情報というところには標本資料というものも含まれているんだということが何となくわかったんですけども、もちろんいろいろな議論があってこういう言葉の表現になったと思うのですが、今までいろいろお話が出ている、その実物ですね。

そういうものをもしきちんと保管するのであれば、もうちょっと踏み込んだ表現で、情報というものではなくて、情報や資料の収集とか保管というふうな形で書きかえることができるのであれば、そのほうがより自然史博物館の機能に即した表現になると思います。

やはりデータとか、そういうものがあるだけでは自然史情報の蓄積というものはできませんので、物を伴ってそれを100年先、200年先にきちんと保管していくということが大事かと思えます。それが、今いろいろな方がお話になったような都内に分散して置かれている、もしかすると燃やされてしまうような標本をきちんと一元管理できることにもつながるのかなと思っています。

高尾の博物館にあったコレクションも余り大きなものではなかったですけども、今どこにあるのか、ちょっと私もわからない状態で、そういうものも含めてきちんと東京都で保管できればいいのかと思います。ですので、この答申の中の文言を可能であればということですけども、資料の収集、保管というようなことも入れていただけると、よりいいのかなと思いました。以上です。

○村山会長 事務局からは、何かございますか。

○根来自然公園担当課長 御意見ありがとうございます。計画部会の中でも、何度も御議論いただいた結果としてこういう表現でまとめさせていただいております。

確かに情報といいますと、いろいろと非常に幅広く逆に捉えられるのかなということで、もちろんいわゆる数値的なデータ情報もあれば、先ほど来御議論いただきました資料情報もありますし、あるいは人材情報ですとか、そういったものもあると思いますので、逆に幅広く捉えられるようにここでは情報という形で整理させていただきまして、今後、発信

強化を検討していく中で今いただきました資料の扱い等についても考えていきたいと思えます。

○村山会長 ほかにいかがでしょうか。

○金井委員 博物館のことに関しては私も何回かここで発言させていただきましたし、今も単純に1点だけ、私は東京都の鳥のレッドリストの作成にかかわらせていただきまして、そのときに膨大な資料を収集したんですね。それで、この資料はどうなっちゃうのかなと思って心配していたんですけども、結局、東京都の所有というふうにはできなくてコンサルさんの管理になったのですが、レッドリストをつくった後にレッドデータブックをつくる時、入札制ですのでコンサルが変わったんですね。その時点で、その連続している時点でも集めた資料を使い回すことが非常にやりにくくなった状況はあります。

それで、開発関係とかでもいろいろ集めた資料は行政資料としての使い方も必要になってくると思うんですけども、そういった点も含めて博物館というか、とにかくデータをちゃんと集めて行政資料としても使えるようなシステムが必要だというのは、そのレッドリストの検討のときにも出ていたのですが、単純に東京都のレッドデータブックをつくる時点でもう既にそういう状況があったので痛感したという状況があります。

それから幾つかあるので、ちょっと固めてほかの部分も話させていたきたいと思うんですけども、この中で多分、行政規約のほうになるかと思うのですが、自然公園利用の中で学校教育との関係です。私も東京育ちなものですから、高尾山とか、御岳山とか、遠足で何回行ったかわからないぐらいなんですけれども、学校教育での利用が非常に大きいと思うのですが、そういったときにどう学校の引率の先生と連携できるかといった点が、ちょっとどうかと思う点があります。

というのは、うちの家内が先生なものですから、遠足の前に事前の下見に行くんですけども、そういったときに例えばビジターセンターとの連携というものがあのように全然見えないんですね。これは非常にもったいないと思いますので、その点は考慮してもらって何かシステム化できないかというふうにひとつ思います。

それから、同じく連携で、これは4-12のところになるのか、民間事業者との関係ですけども、特に島嶼の部分ですと東海汽船とか、とにかく足が重要になってくるのですが、その運用というか、施策展開との関連が非常に重要になってくると思うんです。

実は昨年、八丈島の鳥獣保護区の視察が鳥獣部会でありましたので行って、その後、三宅島に同じく鳥獣保護区とかの状況を見て個人的に回ったんですけども、その場で船が強風

で欠航しました。欠航しちゃうと、島に住んでいる人は自分たちのお宅とかがあるからいいんですけれども、観光客として行かして船が欠航しますとどうしようもなく、何の案内もなくという状況がありました。そういったところから含めて、実際に一般の人が観光で行ったときにトラブルがあったときの対応というところから含めて、何からの工夫が必要かと思いました。

さらに集客という点でいうと平日とかで、私もシニアになってきますけれども、何らかの割引のシステムで人を集めるとか、そういう工夫も必要なのかなというふうに行ってみて思った次第です。

それから、細かい点なんですけれども、1-29の生物の多様性のところで外来種の話がちょっと出ているのですが、これだけ具体的な種名が出てきているので、ぜひ伊豆諸島、特に三宅島のイタチですとか、御蔵島と、あとは小笠原の部分ではネコの被害の問題が非常に大きいので、ここまで書いてあるのであればぜひ記述を追加していただけないかと思いました。

幾つかあったので、固めてお話をさせていただきました。

○村山会長 事務局から、何かございますか。

○根来自然公園担当課長 幾つも非常に貴重な御意見をありがとうございます。御助言と御意見、ありがとうございました。

まず、データの収集につきましてはやはり計画部会の中でも議論になりまして、行政目的別にとられるとそのままになってしまう。まさに先ほど開発の話もありましたけれども、アセスで収集されたようなデータですとか、そういったものをもうちょっとネットワークを強化して蓄積していけるようにしたほうがいいということで御意見をいただいております、私どもも今後、収集とか発信の強化につきましてはそういったことを念頭に進めていきたいと考えてございますというのが1点目についてでございます。

それから、学校教育との連携というところでございまして、ビジターセンターとの連携がなかなか弱いのではないかと非常に耳の痛い部分ではあったんですけれども、より都心の先生方にも生徒さんたちを安心して連れて来ていただいたりできるように、さらに今後ビジターセンター機能を強化していく中では、ぜひ工夫していきたいと思います。環境教育ということもうたわせていただいておりますし、加えて世代間交流という中では自然公園区域の方々と次世代を担う子供たちの本当に密な交流というものを推進していく予定でございますので、そういった中でもぜひ取り組んでいきたいと思います。

3点目はやはりアプローチする手段が大事だということで、委員同様、私もちょっとある島に閉じ込められた経験からその重要性については非常に認識しているところではあります。一朝一夕にすぐ改善できるということではございませんし、非常に技術的な課題等もありますが、そういったことも含めまして、これはまさに他局との連携になりますが、観光部門ですとか、関係局の会議では港湾の部門も参加してもらっておりまして、そういったところと年次計画を共有しながら少しでも安心してお越しいただけるような取り組みを都として進めていきたいと考えてございます。

生物多様性のところでは、今回本当にポイントになる生物相についてだけ御紹介したところなのですが、行政計画化していったり、あるいはもっとこれに基づきましていろいろパンフレットを作成したり、広報広聴のツールを作成していく中では、今おっしゃっていただいたようなさまざまな課題についても厚く紹介していきたいと思います。ありがとうございました。

○村山会長 ほかにかがででしょうか。

○江藤委員 答申案の全体を読ませていただきまして方向性とか施策、この文章の構成とか、よく練られている感じがいたしました。

内容的にちょっと気になるのは各論、例えば第5章の「各自然公園の特徴と目指す姿」、これのそれぞれの自然公園の自然の特徴とか、価値とか、それが記述不足のところがあるように感じております。この各論は、もうちょっと具体的に書いてもいいのではないかと。特に特徴、価値あるものについての記述が少ないように感じました。自然、動物、植物、それから地形、地質の記述がない自然公園の項目もあるようですし、あっても動物、植物はあるけれども、地形、地質がほとんどないというところもあります。特に地形、地質で価値あるようなところは、その意味するものというようなことも記述をしていただくといいんじゃないかと思います。

例えば小笠原諸島ですが、その前に5-5の富士箱根伊豆国立公園のほうから申し上げますと、例えばここは海洋島が転々と連なるわけです。自然公園の位置図というところがありますけれども、ここにはちょっとおもしろい現象もあるんです。例えば、大島から南下して三宅島、御蔵島、八丈島の線を引きますと、それより東側は玄武岩質の系統なんです。それより西側は安山岩とか流紋岩の系統です。

ここには、何か大きい意味があると考えられています。火山フロントと言います。昔は、安山岩線という言い方もしていました。こういう目に見えるもの、その解釈、こういったこ

とも地形、地質で重要なところは記述をしてもいいんじゃないかという気がします。

それから、5-9で、小笠原国立公園で言いますと父島等は枕状溶岩で非常に見事なロケットがございますし、そういうものも一言、紹介してもいいかと思います。

それから、鳥や何かで例の鴛島でしょうか。アホウドリとか、そういう点も具体的なおもしろい現象、価値あることも記述をしていく必要があるんじゃないかと思います。

結局、個々の各論のところはやや記述不足のような気がいたします。もう個々には申し上げませんが、それぞれの自然公園で自然そのもの、地形、地質、動物、植物の価値あるものをもうちょっとピックアップしていただけるといいんじゃないかという気がします。

大きいところはそんなものですが、ちょっと用語上で気になるのは片仮名用語です。キャニオニングとか、トレイルランニングとか、ユニバーサルデザイン、フットパス、パークアンドライドとか、必ずしも一般的に全員が知らない言葉はどこかで注釈なり適訳なりがあれば、そういうものをちょっと付記すると親切じゃないかなという気がいたしました。以上です。

○亀山部会長 ありがとうございます。

これにつきましては議論を結構したんですけれども、どのぐらい書けるかなというので、実は本当は書きたいことを挙げていくと切りがなくなってしまうんですね。それで、3~4ページというかなり限定的にページをしたところでやっているものですから、まさにおっしゃられるとおりに本当に抜けているものがいっぱいだというのは実感としてございます。

ただ、これはこれから個々の公園の計画整備をするときには、そういったことを十分吟味しながらやっていただけるのだろうというふうには思っておりますが、これはこの辺で御容赦いただきたいということで、十分承知しつつやったこととございます。ありがとうございます。

それから、用語については用語集をつけるんですね。

○根来自然公園担当課長 行政計画は速やかにまとめていきたいと考えてございますが、先ほど申しあげましたように、経過説明等とあわせて用語集はきちんとつけていきたいと思っています。

それで、用語集につきましては今ピックアップしながら、先ほど委員がおっしゃられた片仮名用語等につきましてもちゃんと注釈を加えて出していく予定でございます。

○鈴木委員 今の御指摘もごもっともだと思うんですけれども、私も計画部会におりましたときに各論については『るるぶ』のような本を出したらいいんじゃないか。

東京都の自然公園という『るるぶ』で、そういう中に観光も含めて人々がどういうところに魅力を感じて、何に魅力を感じて出かけるのかという遡及的な要素も、かつその中の自然の大事なところはどういうところにあるかとか、そういうところをもうちょっと具体的に指摘するような一般向けの本というんでしょうか、そんなものがあるといいなという提案をしたんです。

ただ、この自然公園ビジョンというものをつくるときに、やはり自然公園というのはもともと地域性の公園なので、都市公園のようなその土地を所有して管理して経営している主体というのが1つじゃないわけですね。

極論を言えば、何もしなくても自立的に運営されているわけです。民間の敷地もありますし、そういう中でこの自然公園ビジョンというのを東京都が立てた場合に、それがどういふふうに具体的に意義を持つかということを検証する方法というのがやはり必要なのだらうと思うんです。

そういう意味で、この答申案をつくることはもちろんこれでいいのですが、それがこのとおりに運営されているのかということ、東京都だけではなくて、その自然公園に含まれているいろいろな企業体とか、民間とか、そういう方も含めて、そのビジョンに合っていくかどうかを常に検証するということが必要だと思います。

それで、そのための組織というものがありませんね。それから、方法論もない。そこが一番問題だらうと思うんですけれども、例えば私はさっきから話題になっている博物館というのも、従来型の情報を収集してただ伝えるだけの博物館じゃなくて、現場レベルでその自然公園の保全、活用がちゃんと行われているかということを検証する組織として、戦う博物館みたいなある程度の権限も持って、博物館の中に閉じこもらないで外へ出ていくというか、そういう視点を持った人材を受け入れるような組織というか、そんなものがもうちょっと拡張されて考えられたらいいかと思います。

そうすると、これまで出ていたような、例えば学校教育との関係とか、そういうものもクリアされるでしょうし、いろいろな情報発信も、資料の収集も、それをどういうふうに活用するかという現場の視点というか、そういう形でつながるんじゃないかと思うんですね。

ちょっとそんな夢を、それはこの答申案のときには申し上げなかった意見なんですけれども、加えさせていただきたいと思います。以上です。

○亀山部会長 部会するときにも少しお話をしていたんですけれども、自然公園というのは地域性ですので、基本的におみこしみたいなものだと私はいつも思っていて、担ぎ手も東

京都も担ぎ手ですし、地元市町村も担ぎ手ですし、いろいろな担ぎ手がいっぱいいて担いでいくようなものだろうと思うんです。

それで、その担ぎ手に対してどういう方向を向いていきたいのかという方向性をお示しするのが今回のビジョンだと考えておりますので、その担ぎ手のことをもうちょっと書けばよかつたかなと今、御指摘いただいて思いましたけれども、基本的にそういう方向性というか、こんなふうなみこしでありたいというつもりで書いているというところを御理解いただけるとありがたいと思います。ありがとうございます。

○村山会長 事務局から何かありますか。

○根来自然公園担当課長 事務局から補足させていただきます。

まさに、いろいろな方の参加を得てみんな守っていく。みんなで地域を活性化していくという中で若干触れさせていただいたのが、第1章のきちんと守っていくよという中で、みんなで合意形成していくことが必要だということでは4-4ページになりますが、名称はともかく管理運営協議会というようなものを公園ごと、地域ごとに立ち上げていこうということを経営のビジョンでは明確にさせていただきました。

それに基づいて、先ほど来御議論いただいておりますような地域のルール、管理運営計画ですとか、検証もやっていくのかどうかも含めて、地域ごとにそういったルールを策定してやっていくことになるというふうにここでは名言させていただきましたので、今いただいていたような御意見をもとに進めていきたいと思っております。

あわせて、東京都版『るるぶ』というお話を頂戴しました。これにつきましては、実は今年度ホームページ等の改修につきまして予算措置いただいておりますので、まさに東京都版『るるぶ』、自然公園版『るるぶ』になるような形で今、御提言いただいたようなことを念頭に改修していきたいと考えてございます。

○村山会長 ほかにどなたかございますか。

○田中委員 田中です。今回の東京都の自然公園ビジョンの一つの特徴は、非常に詳細なデータに基づいて取りまとめられたということと、これまでの課題、それから現状を踏まえて内容的には非常によく取りまとめられているのではないかと。

問題は、先ほど御意見がございましたように、このビジョンの達成度をどう検証していくかということが今後の課題になるのだろうと思っております。その辺は事務局でもいろいろお考えがあるようですので、それをしっかりと実施されていく必要があるのだろうと思っております。

それから、もう一つは生物多様性の国家戦略の位置づけですけれども、「東京の自然公

園ビジョン」策定の考え方」にあります3ページの図ですが、この上に生物多様性国家戦略というものがございます。この生物多様性国家戦略の2012～2020というものだと思いますけれども、これはそれ以前の生物多様性国家戦略とはちょっと異なっている。

1つは、生物多様性基本法が策定されているわけです。それで、この2012～2020の国家戦略はその基本法に基づく基本計画に該当するものです。この国家戦略の初めのページだと思ったんですけども、そこをご覧になっていただくと、これは基本法に基づく基本計画であるということが明確に記載されていると思います。ですから、その意味でこの図の上に生物多様性基本法というのが入っている。それを太黒枠で結んで下の国家戦略に結びつけていくということはこの図の中に加える必要があるのではないか。

それから、それに関連しまして1～29ページに「生物多様性に関する課題」の中で国際条約から始まっている記載がございますが、ここの2段落の表現は少し考える必要がある。もちろん、愛知目標の採択を受けてつくられている部分もあるのですが、基本的には生物多様性基本法に基づく基本計画であるということをきちんと明確に記載する必要があるのではないかと思います。その点、ちょっと検討を加えていただきたいということです。以上です。

○根来自然公園担当課長 御指摘ありがとうございます。実は当初、生物多様性基本法も今、委員から御指摘いただいたようなことを念頭に置いて、原案の原案の段階では記載してございました。

そういう中で、実は今回の関係機関調整の会議の場には、環境省と林野庁からも出席をいただきましていろいろとチェックを受けてきたのですけれども、今、御指摘いただいたところは結果として自然公園法の所管であり、まして生物多様性の国家戦略の所管である環境省のほうから若干このように書いたらどうかという助言を受けて記載している状況でございしますので、今いただいた御意見につきましてもう一度、環境省のほうにも確認させていただいた上で、行政計画を出していくときには留意したいと考えてございます。

○田中委員 生物多様性国際条約ができて、それに基づいていち早く日本は国家戦略というのをつくったわけですね。これは、自主的につくったものなんです。

ところが、生物多様性基本法という法律に基づいて国家戦略をつくった、いわゆる基本計画に相当するもの、これは要するに法的な義務が出てくるんですね。ですから、相当大的な違いがあるわけですし、そこはやはりはっきりと分ける必要があるのだろう。環境省のほうとの打ち合わせ等で、もう一度御検討いただければと思います。

○根来自然公園担当課長 ありがとうございます。

○村山会長 ほかにいかがですか。

○河野委員 都議会議員の河野です。答申案、本当に膨大な資料を含めて取りまとめたいただいております。私は、要望ということで述べさせていただきたいと思います。

まず、第1章の3に「課題」ということが出ています。その21ページに「宅地化の進行」とありまして、「都心に近い丘陵地では、宅地開発が広がり、緑が失われる状況となった際に、地域制緑地制度である都立自然公園区域や、近郊緑地保全区域では、開発の進行を抑えることはできませんでした。」と書いてあります。今後、東京都として緑を失うような開発については規制できる、より具体的な対策が必要になっているのではないかと感じています。

その点で、第4章の5ページに、必要に応じて許認可の地種区分の変更など規制強化を行っていくとされていますから、今後検討をお願いしておきたいと思います。

それからもう一点、「課題」で、「執行体制に関する課題」ということで30ページに載っています。これは、国の財政支援は期待できない状況と書いてあります。東京の自然公園はその多様性でも世界に誇る豊かさを持っているということは、自然公園ビジョンのこの答申案にもきちんと述べられておりますので、その価値の高さを国にきちんと伝えて必要な支援は求めていくということが必要ではないかと考えております。

それから、2つ目の問題でパブリックコメントです。複数の方から専門官の設置、増員とか、人員、予算、必要な体制をとるなどの意見が出されております。前回の審議会で、私も専門性を持つ人員の適切な配置や育成について意見を申し上げましたが、きょうは詳細にその点で申し上げませんが、この点もぜひこれから検討をよろしくお願ひしたいということです。

それから、3つ目に第4章の12ページです。「民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する」ということがあります。特に⑥の民間施設の誘致、旅行社との連携による民間活力の活用を図るという点についてですが、私は単に観光資源的な観点だけが強まらないように、専門家の方々の意見等も聴取して対応される。このことを、お願ひしたいと思います。

4つ目です。最後にということで、「終わりに」のところには先ほどから御意見がたくさん出されました東京の自然史博物館のことが記されています。都心部において発信していくことが重要であるという認識も書かれておりますけれども、パブリックコメントでも自然科学系の博物館をとということが要望として出されています。私は、学芸員など専門的な人員を配置して東京都独自の自然を知り、守り、育て、そして触れ合える、そのような位置づけの都立自然史博物館が創設されることを期待しております。

以上、要望ということで意見を述べさせていただきました。よろしくお願いたします。

○村山会長 要望ということで、ほかにどうぞ。

○井本委員 井本でございます。非常に情報の整備とか蓄積に対して力を入れていただいて、これから自然公園のそういった情報発信、蓄積について非常に進んだ施策が展開されるのではないかと期待しているのですが、1つ、ここで先ほど鈴木委員からのお話にもありましたように、単に自然史的な情報蓄積だけではなくてどういう施策をしたのか。計画も含めて、例えばこれから自然公園を管理するに当たって決して耳に心地よいことだけではなくて、いろいろ地元との協議も必要でしょうし、場合によっては外来種を退治する。そういう意味では、微妙に難しいこともたくさん出てくると思います。

そういったことを、やはり自然の再生とか保存をする技術としてきっちり蓄積して、それを隠すのではなくて発信していくということも非常に大事なことではないかと思えます。例えば、アメリカにヨセミテという非常に大きな国立公園がありますが、そのビジターセンターというのはそういった自然公園全体の資料を博物館のような形できっちり保存しておりまして、なおかつその公園の中で今、何が行われているか、何が課題なのかというスケジュール表を全部公開しております。もうセンターの中で、今ここで火事が起きていますとか、今ここでこういう改修がありますとか、こういう問題が起きていますというのを全部出して、今、第何次計画がここまで進行していますというのを常に公開しているんですね。

そういう市民の意見も、その中に出てくるだろう。それに対して、こういうことをしていますから今ここで火事が起きているんですけども、これは燃やしているんですというようなことも含めて情報発信していく。そういう計画とか管理も含めた情報の蓄積、発信、市民を信頼したやりとりができるようなセンターというものが東京都の中に幾つかあってもいいのではないかと思います。現場に近いところで情報も発信できれば、なおかつ蓄積がちゃんとできればと思います。

特に博物館とかは、どちらかというと学術的なものに偏りがちなので、そうではなくてもっと実践的なものの情報もあればうれしいかなということでお願いしたいと思えます。

○村山会長 要望ということで、ほかにいかがですか。

○一之瀬委員 一之瀬でございます。自然史博物館について随分たくさん議論が出ておりまして、皆様よく御承知の上での議論だと思いますので、あくまでも補足までということでお話ししたいのですが、今、最後の「終わりに」のところに書かれている情報の収集と発信というところはかなり議論が出ていると思うのですが、御承知のように博物館としては

教育の機能が非常に大きくて、特に次世代を担う人たちの教育という意味で、最近では学芸員が何とかという議論もありましたけれども、今の博物館は非常に活発に活動されています。

私は幸い前職では兵庫県にいて、兵庫県の自然史博物館、人と自然の博物館です。現在は神奈川県にいますけれども、生命の星・地球博物館、どちらも非常に素晴らしい博物館で、かつ教育的な機能も物すごく盛んにされています。

ですから、私たちは大学の教育の中でもたびたび利用させていただいておりますし、県下の地域の小学校、中学校のレベルでもたびたび訪れているようなものでもあります。そういった意味で、これを書き込めという話ではなくて、教育という意味で非常に大きな価値というか、役割があるということだけ補足させていただければと思います。以上です。

○村山会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見は出尽くしたようでございますので、ここで皆様にお諮りをさせていただきたいと思っております。

本件につきましては、本審議会といたしまして、先ほどの計画部会長の御報告のとおり適当であるということを確認しまして知事に答申をいたしたいと存じますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第432号「自然公園ビジョンの策定について」につきましては、本審議会として適当であるということで答申をいたしたいと存じます。

それでは、事務局のほうから答申文の案についてお配りをいただければと存じます。

(答申文(案)配付)

○村山会長 皆様、ごらんいただいておりますでしょうか。

それでは、この答申文をもちまして知事に報告したいと思っておりますけれども、そういうことで御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから諮問第432号「自然公園ビジョンの策定について」、答申を遠藤局長にお渡しをいたしたいと思っております。

(村山会長から遠藤局長へ答申手交)

○村山会長 ありがとうございました。

それでは、遠藤局長のほうから一言、御挨拶をいただければと思います。

○遠藤環境局長 改めまして、環境局長の遠藤でございます。一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

村山会長を初め、各委員の皆様方におかれましては平素から東京の自然環境行政に多大な御支援、御協力をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいま、村山会長から「自然公園ビジョンの策定について」、答申をいただきました。本ビジョンの策定につきましては、自然公園に対する関心の高まりや利用形態の多様化などにより、今後一層多くの来訪者が予想される一方、山林の荒廃や獣害など、保全の必要性が生じている現状に鑑み、東京の自然公園全体を見通した体系的、統一的なビジョンが必要ではないか。そういった観点から、昨年9月に諮問をさせていただきましたところでございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、御審議を賜り、本日このような形で答申をまとめていただきましたことに改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。とりわけ、答申案を取りまとめていただきました亀山部会長を初め、計画部会の委員の皆様方には半年という大変短い期間の中で現地の視察を含めまして、5回にわたって非常に熱心に御検討いただきました。改めて、感謝を申し上げます。

本日もいろいろ御意見をいただきましたけれども、必ずしも我々の理解が浅くてうまく答申に盛り込めなかった部分もあるかと思いますが、今後また皆様方の御意見もいただきながら、行政計画としての中に盛り込んでいきたいと考えております。

都といたしましては、今後この答申をもとに行政計画としての東京の自然公園ビジョンを策定し、自然公園エリアの市町村、民間事業者、NPOなど、関係者の皆様と目指す姿を共有しながら一層魅力的な自然公園の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

第22期としての自然環境保全審議会につきましては、本日最後の審議会となります。2年間、さまざまな御指導、御鞭撻をいただきまして本当にありがとうございました。委員の皆様におかれましては、引き続き御支援、御協力、特にこれから実現に当たりましてはいろいろなところと我々も戦っていかなければいけないと思いますので、より強力な御協力をいただきまして実現に向けて歩を進めていきますように、よろしく御支援をお願いしたいと思います。

甚だ簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○村山会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しております案件の審議は終了いたしました。

そのほか、事務局のほうから連絡事項があればよろしくお願いいたします。

○成澤計画課長 事務局からは、特にございません。

本日は、長時間わたりありがとうございました。

○村山会長 本日は、活発な御審議をいただきまして本当にありがとうございます。

以上をもちまして、第138回「東京都自然環境保全審議会」を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(午後 3 時 2 5 分開会)